

1. 事業説明シート

事業名	道路事業[県道橋りょう修繕事業（国補）]	事業箇所	笛吹市境川町石橋	地区名	(一) 藤笠石和線（石橋工区）	事業主体	山梨県
-----	----------------------	------	----------	-----	-----------------	------	-----

(1) 事業の概要

①課題・背景
 県道藤笠石和線は、笛吹市境川町藤笠から同市石和町市部に至る延長6.2kmの一般県道である。本事業区間は、第二次緊急輸送道路に指定されているが、沿道に電柱が立ち並んでおり、災害発生時に倒壊した場合、緊急車両等の通行の支障となる恐れがある。また、境川小学校の通学路にも指定されている。
 このことから、電線共同溝を整備することにより災害時の通行確保を図るとともに、歩行者等の安全で快適な通行空間の確保を図るものである。

②整備目標・効果

□主要目標 ○都市災害防止
 緊急輸送路指定：有（第二次緊急輸送道路）
 自動車交通量：2,552台/12h(R3センサス) < 3,340台/12h(平日)以上※
 他事業との連携：なし
 ※評価基準値

□副次目標 ○歩行者等の安全性の確保
 歩行者・自転車交通量：162人台/12h(R3センサス) > 80人台/12h以上※
 自動車交通量：2,552台/12h(R3センサス) < 3,340台/12h(平日)以上※
 通学路の指定：指定あり（境川小学校）
 現況の歩道幅員：3.0m > 1.4m未滿※
 ※評価基準値

□副次効果 ○ライフラインの強化（電線、通信回線）
 ○緊急時の避難・救助機能の確保（緊急輸送路）
 ○被災時の被害波及の防止（緊急輸送道路）

(2) 整備内容

①整備内容 電線共同溝 L=900m（両側 L=1,800m）

②着手年度 令和6年度 ③完成見込年度 令和15年度

④総事業費 約950百万円（国費522百万円(5.5/10) 県費428百万円(4.5/10)）

⑤年度別の整備内容（事業費）
 令和6～7年度 測量・詳細設計 30 百万円
 令和8～15年度 電線共同溝工事、連携・引込工事 920 百万円
 ※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容・期間・事業費
 なし

(3) 事業の妥当性評価

①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）
 地域の重要な生活道路であるとともに、幹線道路であり、第二次緊急輸送道路にも指定されている。社会的受益は大きく極めて公共性が高い。
 妥当 妥当でない

②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第5条により、道路管理者が電線類を地中に収容する管路部分を建設することとなっているため、県が行うべき事業である。
 妥当 妥当でない

③経済妥当性
 電線共同溝事業であり、費用便益の算出規定が無いため不算出。
 妥当 妥当でない

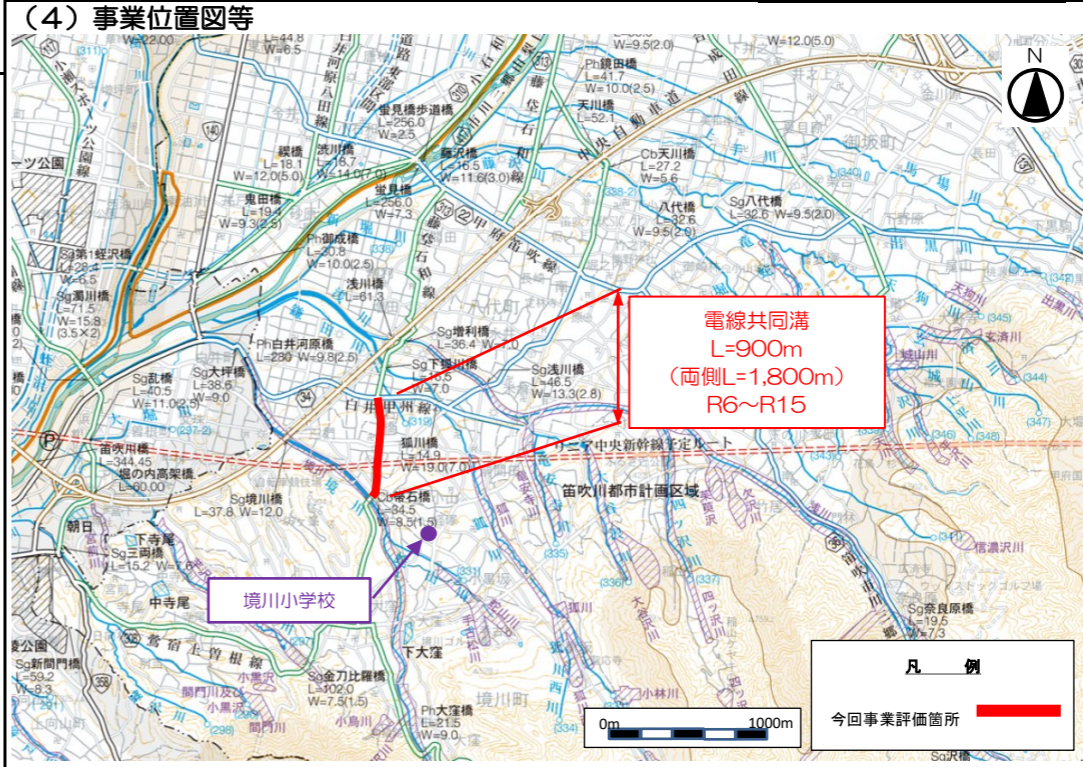
④事業実施・規模の妥当性
 第8期無電柱化推進計画に位置付けられた未整備区間を整備するため、現地の状況に即した事業規模である。
 妥当 妥当でない

⑤整備手法の有効性
 低コストな電線共同溝方式を採用することで事業費が最も経済的な計画としている。
 妥当 妥当でない

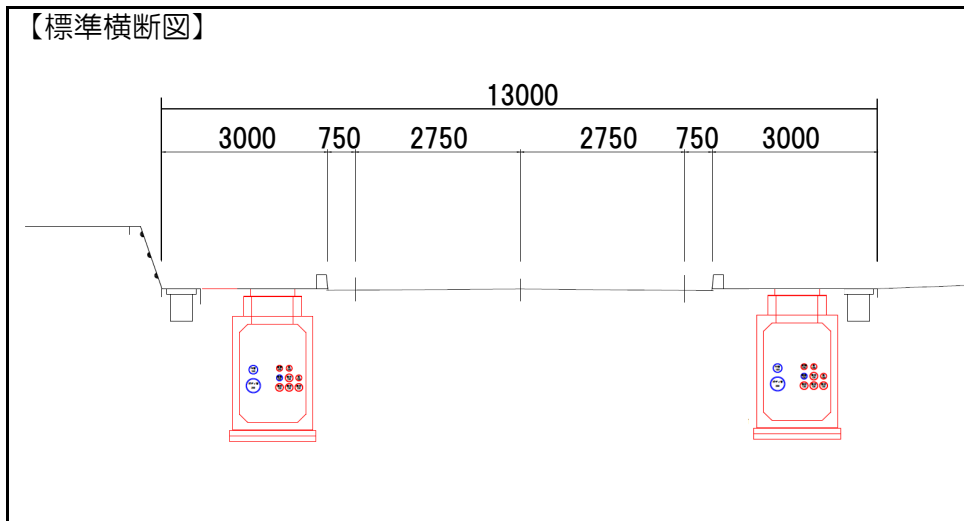
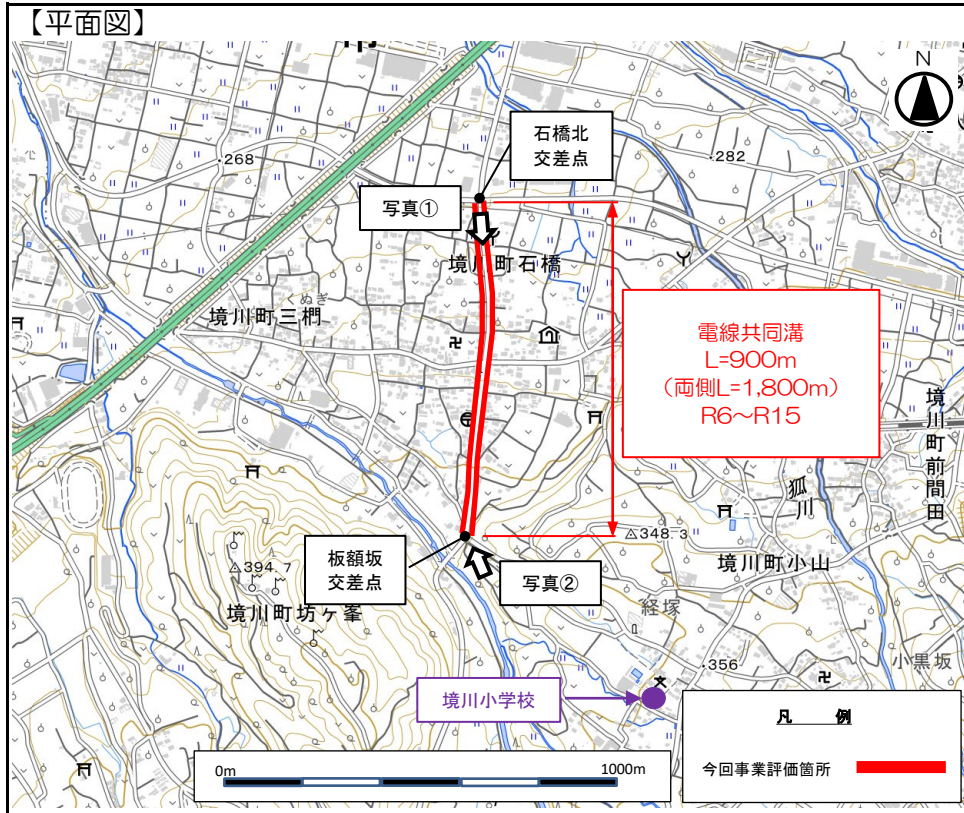
⑥環境負荷等への配慮
 電線類地中化による環境への負荷はない。
 妥当 妥当でない

⑦事業計画の熟度
 第8期無電柱化推進計画における事業箇所として、電線管理者と協議が行われており熟度が高い。
 妥当 妥当でない

総合評価 [貢献度ランク：c]



2. 添付資料シート



【写真①】 災害時の電柱の倒壊により緊急輸送道路の機能が発揮できない恐れ



【写真②】 災害時の電柱の倒壊により緊急輸送道路の機能が発揮できない恐れ

